

第13号議案

蒲郡市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部改正について

蒲郡市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく過料に関する条例（平成27年蒲郡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第62条の7」を「第62条の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。